

志賀町学校給食事業等負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月27日

志賀町教育委員会

志賀町教育委員会規則第2号

志賀町学校給食事業等負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

志賀町学校給食事業等負担金徴収条例施行規則（平成17年志賀町教育委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「4,400円」を「5,400円」に、「250円」を「300円」に、「5,200円」を「6,500円」に、「298円」を「360円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。